

土地改良区における男女共同参画 ～女性理事の登用を進めましょう～



令和8年6月

農林水産省 農村振興局
整備部 土地改良企画課

農林水産省
MAFF

土地改良区の理事における多様な人材の登用

人口減少下において、組合員の減少や高齢化が課題となる中、地域の多様化するニーズに対応し、土地改良区の運営を適切に継続していくことができるよう、土地改良法において土地改良区の理事の構成について年齢及び性別に関する配慮規定が設けられました。（R7.4改正）

改正土地改良法（第18条第6項）

土地改良区はその理事の**年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮**しなければならない。

※ 理事の構成を直ちに直すよう強制するものではなく、地域の実情に応じて、土地改良区において着実に取り組んでもらうためのバックボーンとしていただくもの。

各種計画における女性理事登用に関する目標

■第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月閣議決定）

令和12年度までに

- ・女性理事が登用されていない土地改良区（連合含む）の数を0
- ・土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合を10% とする。

■食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）

令和12年度までに

土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合を10%とする。

■土地改良長期計画（令和7年9月閣議決定）

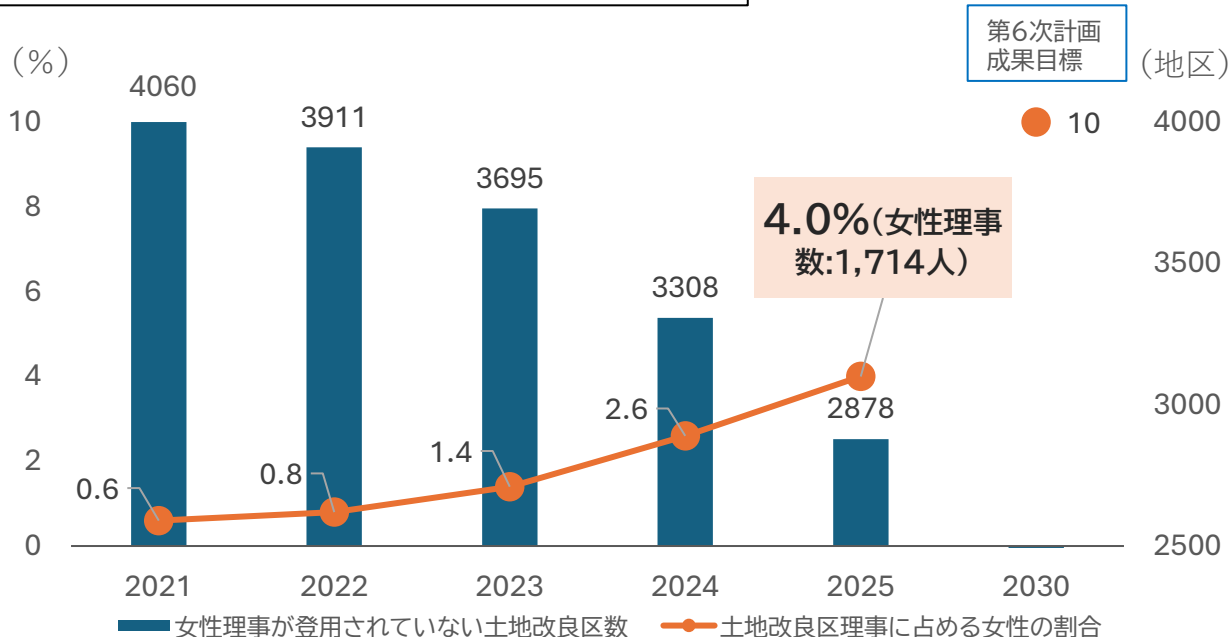
令和11年度までに

土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合を10%以上とする。

土地改良区における女性理事登用が進んでいます！

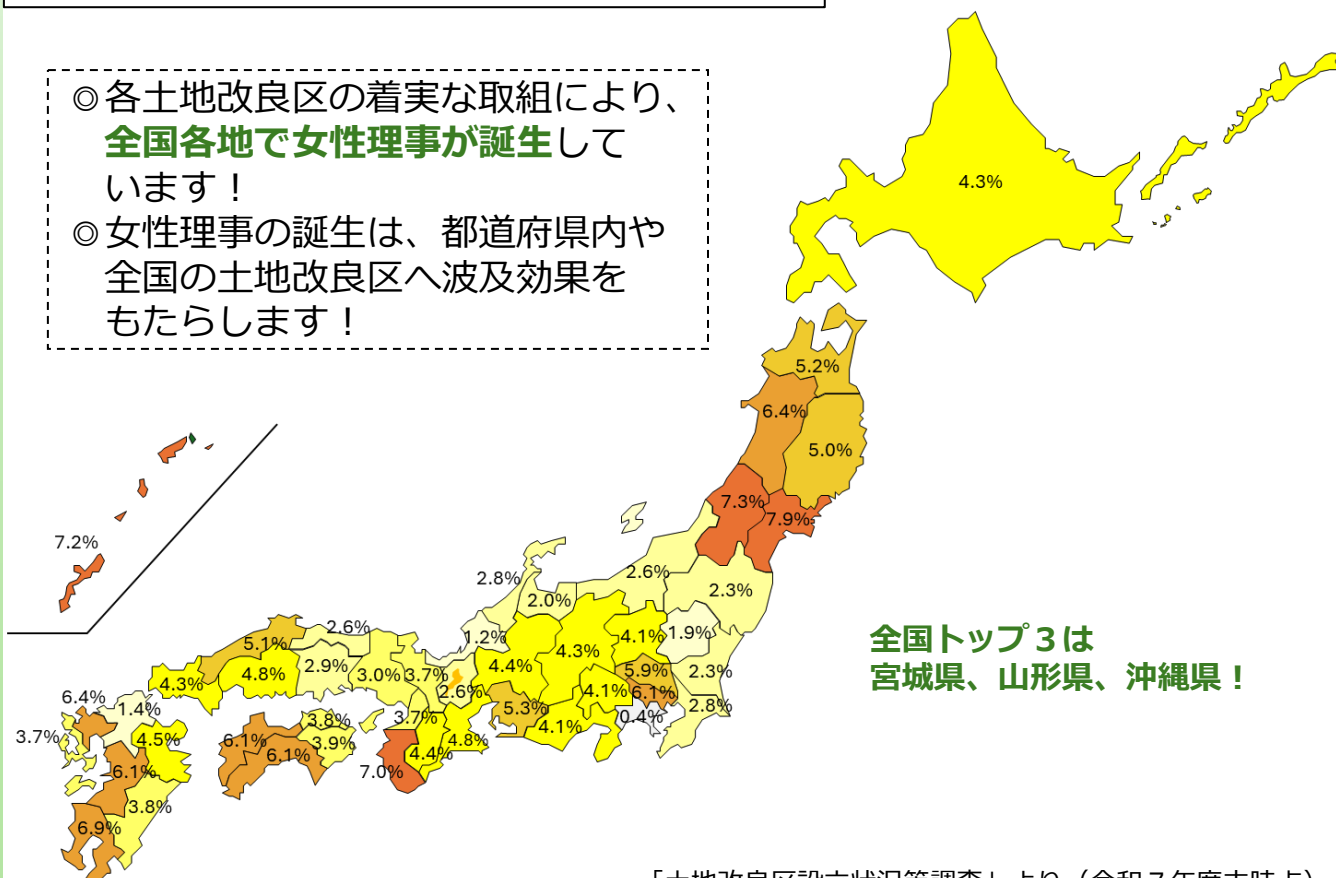
2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までに複数の土地改良区において女性理事が誕生しました。

土地改良区における女性理事登用の推移



理事に占める女性の割合（都道府県別）

- ◎各土地改良区の着実な取組により、**全国各地で女性理事が誕生**しています！
- ◎女性理事の誕生は、都道府県内や全国の土地改良区へ波及効果をもたらします！



「土地改良区設立状況等調査」より（令和7年度末時点）

女性理事登用が進むことで

女性理事登用により、土地改良区や地域農業にとってこれまでにない良い変化をもたらすことが期待されます。

女性理事登用により期待される効果

- 男性主体の社会では気付かなかった新しい取組の展開。
- 地域の土地改良区への関心が高まり、新規事業への合意形成等がスムーズに運ぶ。
- これまでになかった視点が加わることで業務改善につながる。
- 新たな発想が活かされ地域の発展につながる。

女性理事登用に取り組んだ土地改良区の声



- 女性理事が入ったことで、理事会の雰囲気がよくなり、意見が活発に出るようになりました。
- 理事の仕事で分からない部分は、理事同士でカバーしていけばいい。男性だから女性だからということはない。
- 土地改良区には女性の考え方や発想力が必要。
- 土地改良区の将来のためには多様な意見が必要。

土地改良区で活躍されている女性理事の声



- 女性だからという理由でできないことはない。
- 「女性だからできない」ではなく、「女性だからできる」ことがあります。
- 2人目3人目の女性理事を登用してほしい。
- 学んだことを地域の女性にシェアして、多くの方と連携しながらパズルのピースを合わせていければ、地域の農業も良くなると考えています。

土地改良区の女性理事登用を阻む諸課題

- 理事候補となる女性の組合員が見当たらない
- 女性の組合員がいても、多くが土地持ち非農家であり、土地改良区の活動に関心がない
- 男女共同参画の必要性について、役員のほか、組合員にも理解が深まっていない
- 役員としてのリーダーシップは、男性がとるものだと考えられている。
- 役員は、地区のまとめ役として、地区推薦が昔からの慣例となっている
- 理事の仕事は草刈りや機場操作など、現場作業が多いため、男性の仕事として考えられている

課題の解決に向け、個人の意識改革のほか、今まで慣例とされてきたことを見直し、職場環境の改善を図るなど、土地改良区における取組を少しずつ進めていきましょう。

女性理事登用へのステップ

土地改良区や周辺地域の特徴などを踏まえながら、土地改良区内で話し合うことが重要な第一のステップです。

STEP

1

話し合いを行い登用までの道のりを考えよう

まずは、土地改良区の状況を踏まえ土地改良区内で話し合いましょう。組合員内or員外どちらで登用するか、どのような人を理事にするのか等の検討を行い、女性理事登用までの道のりを決めましょう。



STEP

2

候補者の選定や定款の改正

候補者を選定し、説明を行いましょう。組合員外から理事を選出する場合には定款の変更が必要となります。



STEP

3

女性理事就任へ

選挙や選任により、女性理事登用の達成です。登用後もフォローアップが必要です。



員外理事候補となる人は？

- 会計や広報など、土地改良区運営に役立つスキルをもった方
- 学識者、会計士、6次産業など専門分野に詳しい方
- 農業委員やJA役員、自治会役員など
- 指導農業士など農業に精通した方
- 組合員の家族（妻・娘）や親族
- 都県や市町村の審議会委員

女性理事の職務事例

広報

土地改良区が担う役割や魅力をPR



会計

経理の経験等を活かして、会計業務担当理事に



地域連携

地元の学校や、企業とのネットワーク構築に



地域農業活性化

農業学識を活かし、地域農業の6次産業化へ寄与



女性が参画しやすい環境の整備

- 土地改良区に関する知識面のフォローアップ体制
- 複数名での女性理事登用
- 力仕事における協力体制や施設管理の省力化（電動化、遠隔化）
- 分かりやすい業務手順書の作成
- 理事以外の仕事や家事とも両立しやすい業務とする見直し（理事会に出られない場合は、書面で事前に意見を提出できるようにするなど）



女性が参画しやすい環境をつくることで
老若男女すべて人が参画しやすい環境へとつながります！

水土里ビジョンを通じた女性理事登用の取組

土地改良区が地域の関係者と連携して、
連携管理保全計画（水土里ビジョン）を策定する上で、
地域の関係者と土地改良区の女性理事の登用について
話し合うことも有効です。

（参考）水土里ビジョンの構成

※土地改良法において、地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携して取り組んでいけるよう、土地改良区が水土里ビジョンを策定することができる仕組みが創設された。（R7.4改正）

I 総論

- 水土里ビジョン策定エリア内の関係土地改良区等の基礎情報（組合員数、地区面積等）、財務状況（一般会計、特別会計等の収支等）、土地改良区管理施設及び土地改良区以外が管理する施設の現状等（造成主体、管理者、耐用年数、施設の健全度等）について記載。

II 地域の農業生産基盤の保全

必須

- 基幹及び末端の農業水利施設等について、施設毎（施設群毎）の管理主体や管理に要する経費の関係者による負担の方針、将来の更新・整備補修の計画を記載。

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、土地改良区間の連携、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）等について記載。

III 土地改良区の運営基盤の強化

必須

- 職員、役員（特に女性理事）の人数の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針や、計画的な更新等を進めるための費用について、調達的手法（積立か借入か、積立の場合はその水準と原資等）を記載。

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用等）、支出削減の取組（施設のダウンサイジング等）等について記載。
- ✓ 再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合は、その方針、時期等を記載。

女性理事登用において気付いてもらいたいこと

女性理事登用に高いハードルを感じる必要はありません。
多様な方々のさまざまな意見を取り入れることによって、
自然と、組織の維持や活性化につながっていきます。



役職員のみなさん

○高瀬川右岸土地改良区（長野県）

新たな視点から見える意見はあると思いますが、
女性だからということではなく、
土地改良区の一理事として活躍される
ことを期待しています。

○加古川西部土地改良区（兵庫県）

複数の女性理事を迎えることで、
多様な人材参画への道が開け、
将来的な組織体制の維持・強化に
欠かせないものになると感じています。



3名の女性理事



理事長と女性理事

○伊方町土地改良区（愛媛県）

土地改良区は、地域にずっと残しておくべき
組織だと思います。

女性に限らず、若い人が入って、先輩方から
いろいろな話を聞き、また後輩へという循環
ができると、もっと良い組織になると思いま
す。

参考資料

農林水産省及び全国土地改良事業団体連合会のＨＰにおいて男女共同参画推進に関する資料を掲載していますので、ご活用ください。

農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/tayounajinnzai.html>

○誰もが活躍する農業・農村を目指して ～土地改良団体における男女共同参画の手引き～

土地改良区役員向けの手引き

土地改良区が女性理事を登用するために役立つ３つの要素で構成

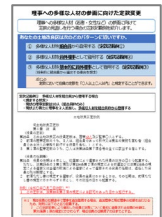
- Ⅰ．よくある質問と答え
- Ⅱ．参考になる情報
- Ⅲ．行動計画作成ツール



○理事への多様な人材の登用と定款の規定

理事への多様な人材の登用に向けたケースごとの定款記載例を整理

- ① 多様な人材を組合員から登用する場合
- ② 多様な人材をを員外理事として登用する場合
- ③ 多様な人材を基本的に員外理事として登用する場合
(将来的に組合員から選出される場合を想定)



○土地改良区における男女共同参画事例

土地改良区における女性理事登用事例を各地方農政局等毎に整理



全国土地改良事業団体連合会：<https://www.inakajin.or.jp/gender-equality>

○土地改良団体における男女共同参画について

土地改良団体における男女共同参画を進めるための基本事項（男女共同参画推進の背景、男女共同参画の意義や効果、男女共同参画を阻む課題等）を整理



○土地改良区における男女共同参画事例

土地改良区における女性理事登用事例

「女性理事登用までの流れ」。「女性理事が担っている業務」、「女性理事登用による効果」など、登用を検討している土地改良区の疑問の解消につながる情報を整理

